

風水害や地震などの自然災害に備えて、総合防災訓練を実施します

伊賀市総合防災訓練

【とき】

9月16日(日)午前9時～正午

【ところ】

阿山運動公園

《実地訓練》

訓練は、「伊賀地方に停滞する前線により小雨が降り続く中、木津川断層を震源とした内陸直下型地震が発生し、強い震動により広い範囲で、家屋の倒壊などによる多くの負傷者が発生するなどの人的被害のほか、土砂崩れ、ため池や河川の堤防の決壊、ライフライン・幹線道路の寸断などの甚大な被害が発生している。」との想定で、実践的な訓練を行います。地域の防災力の充実と自助力・共助力の向上、防災関係機関との連携強化をめざします。

《展示・体験》

地震体験・防災機器などの展示

【参加機関・団体】

55団体

※どなたでも見学できます。当日は、あやま文化センター駐車場をご利用ください。

【お願い】

訓練中、会場付近では、訓練車両のサイレンなどにより騒音が発生します。また、上空を県防災航空隊と県警察本部のヘリコプターが旋回し、訓練を行いますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

△防災の日・防災週間に

災害の備えを見直そう▽

◎ 防災の日 9月1日

◎ 防災週間 8月30日～9月5日

毎年、9月1日は、大正12年の同日に発生した関東大震災にちなんで定められた「防災の日」です。

また、この時期は台風などの風水害が多く、昭和34年9月の伊勢湾台風により戦後最大級の被害を受けたことをきっかけに、8月30日から9月5日までを「防災週間」としており、台風に限らず、さまざまな災害についての心構えを再確認する期間としています。

○ あんしん・防災ねっとをご利用ですか。

市では気象警報や避難勧告など災害に関する情報を迅速にお伝えするため、携帯電話のメール機能を利用した「あんしん・防災ねっと」を運用しています。携帯電話からアクセスし、閲覧や登録ができます。

携帯電話のバーコードリーダーでQRコードを読み込んで登録することもできます。詳しくは、18ページをご覧ください。

バーコードリーダーに加えおサイフケータイを利用した登録キットを市役所本庁舎、各支所、伊賀市社会福祉協議会のほか、7月から各市区市民センターにも設置しました。簡単に登録できますのでぜひご利用ください。

◆ 防災行政無線を使った

全国一斉の

緊急情報の伝達試験

地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送られてくる国からの緊急情報をさまざまな情報伝達手段を用いて確実に皆様にお伝えするために、全国一斉の試験が行われます。

試験放送は市内各所に設置の屋外拡声子局や、ご家庭の戸別受信機で流れます。

※最大音量で流れますので、ご注意ください。

【とき】

9月12日(水)

1回目…午前10時ごろ

2回目…午前10時30分ごろ

※試験放送は2回行われます。

【放送内容】

○「これは試験放送です。」×3回

○「こちらは広報伊賀です。」

○下りチャイム音

ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

総合危機管理室

TEL 22・9640

FAX 24・0444



はじまります！

三重おもいやり駐車場利用証制度

公共施設や商業施設に設置された「車いす使用者用駐車区画」などを適正に利用していただくために利用証を発行します。
 ※県では、妊産婦や障がいのある人などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、利用証を交付することにより、駐車区画を利用しやすくなることをめざしています。



【制度開始日】 10月1日(月)
※9月30日(月)から事前申請可能

利用証は、おもいやり駐車場で使用できます。おもいやり駐車場であることは、路面に表示されていたり、立て看板に表示されていたりします。道路上では使用できませんのでご注意ください。有効期間がありますが、有効期限後も継続して利用したい場合は、更新の申請をしてください。
 ※おもいやり駐車場が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことがあります。

【申請方法】

利用証は県が発行しますが、申請の窓口は県と市です。必要書類をお持ちの上、県庁・県北勢福祉事務所・県保健福祉事務所・県障害者相談支援センターまたは市役所で申請してください。代理の人が申請する場合は、代理の人の本人確認書類（運転免許証など）もお持ちください。

交付対象者：歩行が困難で次の基準に該当する人

《障がい者手帳を持っている人》

【有効期間】5年（更新可） 【市での申請先】障がい福祉課・各支所住民福祉課

| 区分 | 交付要件 | 申請に必要な書類 | |
|-----------------------------|---|-------------|-------------|
| ※次の区分の等級に該当する身体障害者手帳を持っている人 | | | |
| 身体障がい | 視覚障がい | 1級～4級 | |
| | 聴覚障がい | 2級・3級 | |
| | 平衡機能障がい | 3級・5級 | |
| | 肢体不自由 | 上肢 | 1級・2級 |
| | | 下肢 | 1級～6級 |
| | | 体幹 | 1級・2級・3級・5級 |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1級・2級 |
| | | 移動機能 | 1級～6級 |
| | 心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・ぼうこうまたは直腸の機能障がい・小腸機能障がい | 1級・3級・4級 | 身体障害者手帳 |
| | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい | 1級～4級 | |
| 知的障がい | 療育手帳 A を持っている人 | 療育手帳 | |
| 精神障がい | 精神障害者保健福祉手帳 1級を持っている人 | 精神障害者保健福祉手帳 | |

《上記以外の人》

| 区分 | 交付要件 | 有効期間 | 申請に必要な書類 | 市での申請先 |
|----------|--|---------------------|--------------------------------------|------------------|
| 要介護高齢者など | 歩行が困難で、要介護認定「要介護1～5」の人 | 5年(更新可) | 介護保険被保険者証 | 介護高齢福祉課・各支所住民福祉課 |
| 難病患者 | 歩行が困難で次に該当する人 ○特定疾患医療受給者 ○小児慢性特定疾患医療受給者 | 5年(更新可) | ○特定疾患医療受給者証 ○小児慢性特定疾患医療受診券 | 障がい福祉課・各支所住民福祉課 |
| 妊産婦 | 歩行が困難で、産前4カ月から産後6カ月までの人 ※有効期間中に生後6カ月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の人も使用可 | 産前4カ月～産後6カ月 | 母子健康手帳 | 健康推進課・各支所住民福祉課 |
| けが人 | けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書などにより駐車場の利用に配慮が必要と認められる人 | 必要な期間(最長1年の範囲内で更新可) | ①医師の診断書・証明書 ②身分証明書(運転免許証・健康保険証など) | 障がい福祉課・各支所住民福祉課 |
| その他 | 上記以外で、歩行が困難で医師の証明書などにより駐車場の利用に配慮が必要と認められる人 | 最長5年(更新可) | | |

※利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。



【問い合わせ】

障がい福祉課
 ☎ 22-9657
 FAX 22-9662